

「心の闇」の社会学に向けて

赤羽 由起夫

Abstract

The purpose of this paper is to suggest the analytical standpoint and tasks for the sociological study of “darkness in mind.” This paper critically examines the argument by Tomoyuki Suzuki (2013) which is a prominent study about the “darkness in mind,” and suggests the analysis perspective and the analytical tasks for “darkness in mind.”

“Darkness in mind” is a phrase commonly used when discussing the mind of violent criminals whose motive is incomprehensible. Japanese media has used this phrase since the late 1990s, whenever a violent crime with an incomprehensible motive occurred. According to the theory of vocabularies of motive (Mills 1940), motive is a term that is used to answer questions about the reason for an action. From this standpoint, “darkness in mind” is a phrase that indicates the inside of the mind that cannot be given a vocabulary of motive (Suzuki 2013).

The conclusion of this paper is as follows. First, in order to clarify the kind of crime with an incomprehensible motive for which the phrase “darkness in mind” is used, it is necessary to organize the concept of “grammar of motive” (Blum and McHugh 1971). Second, in order to clarify the social background in which “darkness in mind” is used, it is necessary to consider the common interests of people towards the depth of the mind.

Keywords: darkness in mind, vocabularies of motive, incomprehensibility of motive

1 はじめに

本論文の目的は、「心の闇」の社会学的研究に向けて、その分析視角と分析課題を整理することである。そのために本論文では、「心の闇」の代表的な先行研究である鈴木智之（2013）の議論を批判的に検討した上で、動機の語彙論を整理

し、「心の闇」の分析課題を提示する。

「心の闇」は、1997年の神戸連続児童殺傷事件の報道をきっかけとして流行した言葉である。それはたとえば、『「心の闇（やみ）」は解き明かせるのか——。……鑑定では他人に危害を加える『重症の行為障害』などが指摘されているが、少年を事件に追い込んだ真相ははまだ見えにくい。専門家の意見を聞いた』（神戸の中3事件、真相は闇の中——鑑定書提出、専門家の意見聞く）『毎日新聞』1997.10.2夕刊、11面）というものである。このように、「心の闇」は、動機が理解不能な犯罪者の内面を表わす言葉として流行したのである（赤羽 2013；牧野 2008；鈴木 2013）。

動機の理解に関する社会学的な視点としては動機の語彙論がある。C. W. ミルズ（Mills 1940=1971）によると、動機とは、行為の事前にあらかじめ行為者の内面に存在するものではなく、行為の事後に社会的なコミュニケーションの過程で行為者の内面に付与される語彙であるという。すなわち、動機とは、行為が疑問視されたときに、行為に対する「なぜ～？」という問いに答えるための「～だから」という社会的な語彙なのである。

動機の語彙論を用いながら「心の闇」について論じたのが鈴木（2013）である。鈴木の見識は、今後の研究のために有用な知見も多い一方で、いくつかの問題点もある。そこで、本論文では、鈴木の見識を批判的に検討することから始め、「心の闇」を社会学的に研究するための試論を展開する。

なお、本論文は、すべての「心の闇」を包括する議論ではないことをあらかじめ明示しておく。なぜなら、犯罪報道における「心の闇」は、その用法の一部を占めるに過ぎないからである。実際、新聞報道において、「心の闇」を用いて犯罪事件について報じた記事は、「心の闇」を用いた新聞記事全体の2割程度を占めるに過ぎず、残りの多くは、記事全体の3分の2を占める芸術作品の紹介の記事である（赤羽 2019b）。とはいえ、「心の闇」を用いた犯罪報道の研究は、「心の闇」が頻繁に用いられた1990年代から2000年代という一時代の問題だけではなく、逸脱行為の動機理解というより一般的な問題を視野に入れたものであることも明記しておく。

2 「心の闇」と動機の語彙

本節では「心の闇」に関する社会学的研究の到達点の1つである鈴木（2013）の見識を紹介し、批判的に検討する。

2.1 「心の闇」と動機の語彙の関係

鈴木の見識には多くの論点があるが、ここでは鈴木が提示した新たな視点や知見を中心的に取り上げることとする。そのため、ここでは、「心の闇」の修辭的な効果の見識や、「動機規則」の見識、結論部分の見識を中心に紹介する。

鈴木は、〈他者〉⁴⁾ 理解や社会的つながりといった問題関心を背景としながら（鈴木 2013: 7-15, 169-71）、「心の闇」を読み解く作業をおこなっている。鈴木によると、「心の闇」とは、「犯罪的または逸脱的な行為について、その動機が『理解しがたい、と感受される場面に添付されるラベル』である。そして、「心の闇」の定型的な語られ方は、「その『わからなさ、の理由を行為主体の内面——『心』——に帰属させ、そこに『解明されるべき謎、があるのだと主張する』ものの、『まだ闇は払われていない、という判断を提示して終わる』というものであった（鈴木 2013: 139）。つまり、「心の闇」とは、『常に不可解なもの』『理解不能しきれぬもの』が残り続けていることを語る修辭的な語彙」（鈴木 2013: 68）なのである。

鈴木は、「心の闇」が理解できる、あるいはできないということに関する分析概念として「動機規則」を提起し（鈴木 2013: 33-9）、それにもとづいた分析をおこなっている（鈴木 2013: 70-106）。鈴木によれば、「動機規則とは、行為によって、または行為をめぐる発話によって提示される動機の適切性・不適切性を判断する際に、人々が参照・言及することができる規則」（鈴木 2013: 34）である。この概念を用いて鈴木は、大学の講義において学生たちに神戸事件の新聞記事を提示し、「あなたは、この少年の行為を理解できるか」「理解できないとすればそれはなぜか」などを問うアンケートをおこない、その回答から『なぜこの娘が殺されなければならなかったのか』の説明が欠如している、「一貫性が欠如している、ゆえに信用できない」、「没感情的である、ゆえに本当の動機とは思えない」といった動機規則を導出している（鈴木 2013: 81-93）。

このようにさまざまな理由から理解できない「心の闇」に対して、私たちは、「心の闇」の解明を期待して心理学や精神医学などの専門知による二次的な言説の導入を要求するようになる（鈴木 2013: 100-6, 139-40）。そして、その結果として、刑事司法と精神医学との結びつきが再検討され、少年法改正（2000年11月）や心神喪失者等医療観察法（2003年）の制定といった動きが促されることになった（鈴木 2013: 129-34）。以上の見解を示した上で、結論部分では、『『心』を『闇』に例えることで私たちは何をしているのか、またそのような言説の効果として何がもたらされているのか』（鈴木 2013: 137）という問いが検討されている。

まず鈴木は、J. ブルーナー（Bruner 1987=1998）の議論にもとづいて、語りを「論理—科学的モード」と「物語モード」に区別し、動機を物語モードの語りとして位置づけている（鈴木 2013: 141-6）。論理—科学的モードは、行為を法則的・確率的に理解するものであり、「そこでは、現実是一般化可能なカテゴリーとして把握され、それぞれのカテゴリー間の関係が、検証可能な命題として提示される」（鈴木 2013: 142）。これに対して物語モードは、行為を個別の出来事のとつながりとして理解するものであり、「それは、出来事のとつながりを個別例として提示し、それを特定の時間と場所のなかに位置づけようとするものである」（鈴木

木 2013: 142). そして、物語モードでは、たとえば、「赤ちゃんが泣いて、お母さんが抱き上げた」場面のように、「カテゴリーとのつながりで生じる関係や行動の「パターン」についての認識」によって、「法則的・確率命題を経由することなく、個別の偶発的な出来事の間に因果連関が了解されていく」という（鈴木 2013: 143）。ここから鈴木は、「どうして殺したんだ?」「あいつが俺を侮辱したからだ」というような動機の理解を、物語モードの語りとして位置づけている（鈴木 2013: 143）。

続いて鈴木は、動機が「わからない」ということを、F. ドレツキ (Dretske 1991=2005) の「起動原因」と「構築原因」との結び付きの了解の不成立という点から明らかにしている（鈴木 2013: 146-50）。起動原因とは、「どのような条件のもとでその行為がなされたのかを示す」ものであり、構築原因とは、「その条件のもとでなされたことがなぜその行為なのかを示す」ものである（鈴木 2013: 147）。ここで鈴木は、「動機が理解可能であるということは、状況（または起動原因）と行為（または構築原因）とを結び付ける「物語的共通感覚」が作動しているということ」（鈴木 2013: 149）であると指摘している。そのため逆に、「どうして殺したの?」「あいつの組織が三十四年前に私の愛犬を処分したからです」（元厚生事務次官宅襲撃事件、2008年）という語りのように、「動機が理解できない」と判断され、『心の闇』が語られるのは、多くの場合、起動原因が示されても構築原因が見えない場面においてである」という（鈴木 2013: 148）。

このように事件の動機が理解不能なとき、心理学や精神医学による論理—科学的モードの説明が求められることになる（鈴木 2013: 139-40, 144-6, 149-50）。ここで鈴木は、疾患カテゴリーが動機理解に取って代わることの効果を、大貫孝学・松木洋人（2003）の議論にもとづいて論じている（鈴木 2013: 151-5）。大貫・松木の議論は、成員カテゴリー化分析 (Sacks 1972a) を用いて、女兒が殺害されて男性が逮捕された冤罪事件である「足利事件」（1990年）の裁判において、「小児性愛者」という疾患カテゴリーがどのようにして事件の理解に用いられたのかを明らかにしたものである。この大貫・松木の議論を受けて鈴木は、疾患カテゴリーを用いた説明が、「Sは『小児性愛者だ』。— Aは「幼女」だ。— したがって、SはAを襲い、殺害する。」（鈴木 2013: 154）という三段論法によって、「行為の個別的な文脈」を省略して「XゆえにY」という因果律」を導入するものであり、「行為」の「動機」を理解しているのではなく、それを別様の因果連関モデルによって代替させているにすぎない」と指摘している（鈴木 2013: 155）。

このような行為の理解の仕方は、犯罪・逸脱に対する私たちの認識の枠組みや対処への態度を変化させることになる（鈴木 2013: 155-9）。すなわち、「逸脱的行為が生じる場面で、逐一その行為者の内面を問い質し、動機の理解に基づいてその責任を主体に帰属させていこうとするやり方」から、たとえば環境犯罪学のように「その行為を誘発する危険因子を析出し、その要因のコントロールによ

て逸脱の発生リスクを抑え込んでいこうとするやり方」への変化である（鈴木 2013: 158）²⁹。以上のことから鈴木は、「心の闇」が「人々の『社会的なつながり』を根本からむしばんでいく効果を及ぼしているのではないだろうか」（鈴木 2013: 158）と指摘し、〈他者〉理解のために私たちの「物語的想像力」を養い、社会的つながり（絆）を再構築していく必要性を主張している（鈴木 2013: 159-66, 169-71）。

2.2 「心の闇」と動機の語彙の關係の批判的検討

ここでは、以上で紹介した鈴木 の議論を批判的に検討する。

鈴木 の議論のうち、「心の闇」を『『常に不可解なもの』『理解不能しきれぬもの』が残り続けていることを語る修辭的な語彙』（鈴木 2013: 68）として位置づける見解については、本論文でも完全に同意している。また、動機規則や起動原因・構築原因の概念や、それを用いた「心の闇」の理解不能性に関する知見についても、多少の修正が必要と思われるものの、非常に有用な概念や知見であると考ええる。

しかし、鈴木 の議論には大きく 2 つの問題点がある。それは第 1 に、動機の語彙論に関する概念が十分に整理されていないこと、第 2 に、精神医学などの専門知の批判に傾斜するあまり、動機や「心の闇」の理解をゆがめてしまっていること、である。

まず、第 1 の大きな問題点である動機の語彙論の概念整理について、具体的には、動機規則の概念と、起動原因・構築原因の概念のそれぞれに問題を指摘できる。

動機規則については、つぎの 2 つの問題がある。第 1 に、動機規則は、規則というより動機の語彙の一種ともみなせることである。なぜなら、動機規則は、「なぜ」動機を理解できないのかという問いに対する「～だから」という動機の語彙として言及されたものだからである。第 2 に、動機規則は、人びとが参照・言及できない規則を無視している。なぜなら、多くの人びとが文法を参照せずとも言葉 を話せるように、人びとが明示的・反省的に参照・言及できないにもかかわらず、人びとが従っている規則が多くあるからである。それは、H. ガーフィンケルが強調するような「見られてはいるが気づかれない」（Garfinkel 1964 = 1995: 45）、あるいは「言明されてはいないけれども理解されている」（Garfinkel 1964 = 1995: 83）という背後期待に属する性質の規則である。後述するように、このような意味の動機の規則であれば、すでに「動機の文法」（Blum and McHugh 1971）がある。以上をまとめると、動機規則とは、要するに、「なぜ動機が理解できないのか？」という問いに答えるための動機の語彙として、人びとが参照・言及できる動機の文法のことなのである。それはたとえてみれば、文の誤りを理解する際に人々が暗黙に用いている文法ではなく、文の誤りを指摘する文を記す際に用いられる明示的な文法の知識のような位置づけとなっているのである。

起動原因と構築原因については、つぎの3つの問題がある。そのうち2つは、赤羽由起夫(2019a)がその問題点を指摘しているの、それを参照する。第1に、起動原因と構築原因の区別は、人間だけでなく、動植物や機械をも含めた、ありとあらゆる行動の原因の理解不能性に当てはまってしまふ点である(赤羽2019a: 26)。そのためたとえば、この区別は、撃鉄を起こしただけで(起動原因)、銃が発砲した場合の構築原因の理解不能性にも当てはまってしまふのである。第2に、起動原因と構築原因は、社会的になじみのない区別であり、これらを従来の用語で代替できる点がある(赤羽 2019a: 28)。第3に、動機の分析において重要な「目的動機」(Schutz 1962=1983: 138)が位置づけられていない点がある。たとえば、神戸児童連続殺傷事件(1997年)の挑戦状に記されていた「義務教育と、それを生み出した社会への復讐」(「X君事件 憎悪潜む 心の闇、膨らむ疎外感、時代も映す 模倣犯の被害が続出」『読売新聞』1997.6.29朝刊、3面)は犯行目的であって、起動原因や構築原因とは区別できる上に、動機の重要な要素でもある。

つぎに、第2の大きな問題点である専門知批判への傾斜と動機や「心の闇」の理解について、具体的には、論理—科学的モードと物語モードの区別と、「心の闇」の社会的位置づけのそれぞれに問題を指摘できる。

論理—科学的モードと物語モードの区別については、つぎの2つの問題がある。第1に、物語モード(出来事の個別的なつながり)と論理—科学的モード(出来事の蓋然的・法則的なつながり)とを明確に区別するのがそもそも困難であるという点である。元来、動機の理解は、科学ほど法則的でもなければ、物語ほど一回性のものでなく、穏やかな蓋然性や一般性のもとに個別の行為が理解されていくものである。たとえば、日常的な個別の行為の動機理解でも、行為と動機との結びつきの蓋然性に関する経験知(Scott and Lyman 1968: 47-8; Weber 1906=1965: 197-8)や、行為者と行為との結びつきへの一般的な期待という類型知(Sacks 1992: 333-40; 西阪 1997: 82-3, 2001: 13)は、普通に用いられている。

第2に、類型知による理解の全体に当てはまりうる議論を、そのまま科学知のみに当てはまる議論としている点がある。そもそも、動機理解に用いられる類型知は、行為者と行為、動機などとの関連性が、類型的な同一性をもった反復可能性があるものとして理念化されている(Schütz 1932=2012: 263-310, 1962=1983: 69-71; Schütz und Luckmann 2003=2015: 449-71)。つまり、科学知か否かに関係なく、類型知の関連が一般化されているということである。そのため、鈴木は「赤ちゃんが泣いて、お母さんが抱き上げた」ことを物語モード、「小児性愛者」が「幼女」を「襲う」ことを論理—科学的モードに分けているが、どちらも慣習的に想起される行為者と行為との関連という意味では一緒であり(Sacks 1972b; Hester and Eglin 1997: 5)、もともとの成員カテゴリー化分析においても区別されていない(大貫・松木 2003; Sacks 1972b)。それにもかか

ならず、鈴木は議論では、科学知だけが「行為の個別的な文脈」を省略した「X ゆえに Y」という因果律」とされているのである（鈴木 2013: 155）。しかし、このような単純化された類型的な理解は、科学とは程遠い露骨な差別や偏見による犯罪の理解にも当てはまる（「〇〇人だから」「〇〇教徒だから」）。つまり、類型による過度な一般化や因果の単純化は、科学知だけでなくすべての類型知に起こりうることであるにもかかわらず、それが科学知のみに当てはめられ、精神医学が批判されているのである。

以上の点から、本論文では、論理—科学的モードと物語モードの区別は、「心の闇」の分析にとって有用ではないと考える。そのため、この区別について本論文では、これ以上、取り上げない。少なくとも現時点で言えることは、第1に、科学と物語の区別を分析に用いるためには、更なる理論の精緻化が求められること、第2に、科学的な概念への批判的な予断を排した経験的研究の蓄積こそが必要であるということである⁽³⁾。

つぎに、「心の闇」の社会的位置づけについてである。鈴木は、「心の闇」を、日常知から科学知への媒介として位置づけている。すなわち、日常知では理解できない「心の闇」が、科学知の導入の回路と見なされ、それが犯罪統制のあり方に影響を与えているとされるのである。しかし、この議論には、つぎの2つの問題がある。第1に、「心の闇」が、そもそも科学知による理解をも拒絶していることを見逃している点である。確かに、「心の闇」が精神医学の言説を招くことはあるが、鈴木自身が指摘しているように、「心の闇」の重要な特徴の1つは、精神医学でも「闇」が解けないという点にこそある（鈴木 2013: 50-67）。それはたとえば、神戸連続児童殺傷事件（1997年）の報道のように、精神鑑定後から『心の闇（やみ）』は晴れない』（「近事片々」『毎日新聞』1997.10.3夕刊、1面）と報じられただけでなく、それを受けての家裁の処遇決定後も『心の闇』なお遠くに 国民の不安、消えず——神戸少年事件・家裁処分』（『毎日新聞』1997.10.18朝刊、3面、見出し）と繰り返されるような典型的な報道に表れている。つまり、物語的な理解だけでなく科学的な理解をも拒むものが「心の闇」なのである。それにもかかわらず、鈴木は、「心の闇」を、科学知による理解を促進するものとして単純に位置づけてしまっているのである。第2に、この議論の傍証として用いられている事例の多くが、「心の闇」とは言説上、無関係あるいは関連の薄い事例である点である。たとえば、鈴木が挙げた足利事件（1990年）や環境犯罪学、医療観察法は、「心の闇」に関する記事とはほとんど関連がないし、関連がある少年法改正に関しても、非公開の少年審判が「心の闇」の解明を妨げていることが批判されているのであって⁽⁴⁾、科学知による理解とは無関係なのである。

2.3 「心の闇」の社会学の未解決問題

以上で鈴木は議論の大きな問題点を2つ指摘したが、これらはそれぞれ「心の

闇」の社会学的研究において未解決な問題と関連している。

第1の問題は、どのような動機の理解不能性が「心の闇」と呼ばれるのか、という点である。赤羽によれば、動機が理解不能であるだけでは、「心の闇」とは呼ばれない。なぜなら、動機が理解不能な殺人事件の報道においては、「意味不明」という言葉が用いられることがあり、それが「心の闇」とは排他的に用いられているからである。それはたとえば、『『悪魔を追い払う』などと意味不明のことを話しているという』（「死亡の男性に複数の切り傷 町田の火災、長男を聴取」2006.1.14朝刊, 35面）といった記事である（赤羽 2018）。つまり、人びとは、動機の理解不能な犯罪について、「心の闇」という語彙を用いるのが適切なのか、「意味不明」という語彙を用いるのが適切なのか、暗黙のうちに理解し、使い分けることができているのである。この事実は、どのような動機の理解不能性が「心の闇」と呼ばれるのか、あるいは呼ばれないのかが、未検証のままであるということも示している。そのため、第3節では、鈴木による動機規則や起動原因・構築原因の議論を土台としながら、動機の語彙論の概念を整理する。これにより、さまざまな動機の理解不能性をより分節化して分析することが可能になる。そして、これは今後の実証研究において、「心の闇」がどのように語られたのかという構築主義的な分析に寄与できるだろう。

第2の問題は、「心の闇」が語られた社会的背景は何か、という点である。「心の闇」の先行研究は、「心の闇」が語られた背景に、いわゆる後期近代社会があることを前提として議論を進めているが（赤羽 2013; 牧野 2008; 鈴木 2013）、それは経験的に検証されているわけではない。後述するように、後期近代社会の到来を前提とする議論は、「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」（Tönnies [1887] 1935 = 1957）に代表される典型的な近代化論の趨勢命題を素直になぞっている。しかし、これが問題なのは、分析に先立ってあまりにも多くの前提を持ち込んでしまう点である。実際、鈴木は議論は、社会的つながりへの危惧と科学知への依存に対する警告を主張しているが、それは、共同体によって培われた日常知によるゲマインシャフト的理解から、共同体の解体を穴埋めするように広がった専門知によるゲゼルシャフト的理解への移行という図式を前提としているからだろうと考えられる。そのため、第4節では、社会の共同性と動機の理解不能性との関係を整理する。これにより、「心の闇」が語られる社会的背景を分析する際の前提を整理することが可能になる。そして、これは今後の実証研究において、「心の闇」がなぜ語られたのかという知識社会学的な分析に寄与できるだろう。

3 「心の闇」と動機の文法

本節では、動機の語彙論の概念を、「心の闇」の分析で用いるために整理する。あらかじめ結論を述べれば、鈴木が用いた動機規則や起動原因・構築原因の概

念は、動機の文法の研究に用いるための分析概念として整理できる。

3.1 動機規則、動機の文法

A. F. ブラムと P. マクヒューによれば、「動機は、一般的に利用可能な社会的描写であり、生活史と出来事を結びつけるときに使用される文法である」(Blum and McHugh 1971: 105) という。たとえば、夫が妻を殺害した場合、「嫉妬」という動機が、夫の生活史と死んだ妻という出来事とを結びつけることになる。このように、ブラムとマクヒューによる動機の文法とは、生活史と出来事の結びつきに関するものだが、実際の分析において、これに限定する必要はない。ここでは、動機の文法を、動機を理解する際に用いられる個々の概念の関連についての規則と定義する。

先述のように、動機規則とは、動機の文法のうち、人々が明示的・反省的に参照・言及できるものを指している。これは、動機の文法の研究の範囲を狭めてしまう部分もあるが、動機の文法を探るための手がかりとしては有用であり、実際の犯罪報道の分析でも用いることができる。実際、なぜ動機が理解不能なのかを説明している報道もある。たとえば、「少年の心に影響を与えたとして決定で挙げた、家庭での厳しいしつけマ小動物の解剖——などは、多くの人が経験する普通の出来事だからだ」(『心の闇』なお遠くに 国民の不安、消えず—— 神戸少年事件・家裁処分『毎日新聞』1997.10.18朝刊, 3面) という報道は、事件の特殊性に対して原因の一般性を対照することで、動機が理解不能である理由を説明している。しかし、多くの報道は、なぜ動機が理解不能なのかを説明することなく、「心の闇」の存在を指し示している。これらの報道を分析するためには、それを理解する際に人びとが暗黙に用いている動機の文法にも目を向けなければならないだろう。

ところで、起動原因と構築原因の区別は、実質的には、そのような動機の文法に関する議論として理解できる。鈴木は、状況と行為、起動原因と構築原因とを結びつける「物語的共通感覚」(鈴木 2013: 149) について述べているが、これは人びとが動機を理解する際に暗黙に用いている動機の文法であり、それを分析するための概念として整理することができる。

3.2 起動原因と構築原因、目的動機と理由動機

起動原因と構築原因の区別については、赤羽が A. シュッツの「目的動機」と「理由動機」の区別などを用いて整理している(赤羽 2019a: 28-9)。ここでは、赤羽の議論に従いながら、起動原因と構築原因の区別に関するドレッキの議論と、目的動機と理由動機の区別に関するシュッツの議論を確認した上で、動機についての概念を整理する。

まず、ドレッキによると、「起動原因とは、『なぜその時に』その行為をしたのかを、行為を起動した条件から説明するもの」であり、「構築原因とは、その時

に『なぜその行為をしたのか』を、起動原因がその行為を引き起こす過程を構築した過去の条件から説明するもの」(赤羽 2019a: 28)である(Dretske 1991=2005: 55-86)。たとえば、「だってあの子が私の悪口を言ったから」という殺人の動機は、殺人のきっかけとなった起動原因である一方、殺人者が悪口を言った相手を殺害してしまうようになった原因が構築原因である(鈴木 2013: 147-8)。

つぎに、シュッツによると、「目的動機とは、『～するために』という目的として行為者の未来と関連づけられた動機のこと」(赤羽 2019a: 28)であり、たとえば、「殺人者の動機はその被害者の所持金を奪うことであった」(Schutz 1962=1983: 138)という動機である。「理由動機とは、『～だから』という理由として行為者の過去と関連づけられた動機のこと」(赤羽 2019a: 28)であり、たとえば、「殺人者はしかじかの環境のもとで育ったから、あるいは精神分析が示すように、彼は子供のとときにしかじかの経験をしたから、などといった理由で、彼は殺人という彼の行為を行なうよう動機づけられてきたのである」(Schutz 1962=1983: 139)という動機である。

以上の定義を踏まえると、起動原因と構築原因については、以下のように整理することができる。

まず、起動原因は、「きっかけ」と言い換えることができる(赤羽 2019a: 28)⁽⁵⁾。それはたとえば、「殺人者が金に困っていたことや、裕福そうな被害者と遭遇したことなど、殺人が起きた条件のこと」(赤羽 2019a: 28)である。なお、細かく言うのであれば、「なぜその時に」を説明する条件は、行為と同時である場合と、行為と近接した過去である場合があるが、そのときは、行為と同時の条件を「状況」、行為の過去の条件を「きっかけ」のように、分析上、区別してもよいだろう。

つぎに、構築原因は、因果の遡及的な理解という点において理由動機と同一視することができる(赤羽 2019a: 29)。なぜなら、たとえば、「殺人者が金に困ったときに(起動原因)、強盗殺人をしてしまった原因」が構築原因であり、それは、「理由動機と同じく殺人者の育った環境や子ども時代の経験など、殺人者の性向を形成した過去の物事が当てはまる」からである(赤羽 2019a: 29)。

以上のように、起動原因と構築原因は、目的動機、理由動機、状況、きっかけといった社会的あるいは日常的になじみのある概念を用いて整理することができる。これらの概念を、動機の文法を探るための分析概念として用いていくことで、「心の闇」のもつ理解不能性の性質を明らかにしていくことができるだろう。

4 「心の闇」の社会的位置づけ

本節では、「心の闇」の社会的位置づけについて論じる。

ここで論じるのは、つぎの2点である。第1に、「心の闇」の理論的な位置づけについてであり、社会の共同性と動機の理解不能性との関係を理論的に明確化

する。ここでは、旧来の「理解の共有モデル」に対して、「理解不能の共有モデル」を提起する。第2に、「心の闇」の実証的な位置づけについてであり、「心の闇」の経験的研究において、「理解不能の共有モデル」の方が優れていることを示す。

4.1 「心の闇」の理論的位置づけ

社会の共同性と動機理解不能性との関係については、社会学的につぎの2つのモデルを考えることができる。それは第1に、理解の共有モデルと、第2に理解不能の共有モデルである。この2つのモデルに応じて、動機理解不能性と動機の語彙・文法との関係も2つに区別されることになる。

まず、理解の共有モデルについてである。理解の共有モデルとは、動機の語彙・文法を共有することで、行為が理解可能になるという考え方である。このモデルでは、何かしらの社会の共同性の存在を前提として、動機の語彙・文法の共有が可能になっていると理解される。逆に言えば、行為が理解不能になることは、動機の語彙・文法が共有されなくなることであり、それは社会の共同性の喪失と関連づけられる。このモデルは、一見もっともらしく見えるが、「心の闇」の解明という点では十分ではない。その理由はつぎの2つである。

第1に、共同性の喪失という時代認識は、経験的研究にとって不必要な予断を与えがちだからである。佐藤俊樹は、F. テンニースの『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(Tönnies [1887] 1935=1957) 以来、言われているような、「共同性優位の社会から個人性優位の社会へ」という近代化論の趨勢命題が、しばしば経験的な裏づけを欠いたままに主張されてきたものであることに注意をうながしている(佐藤俊樹 1998, 2011: 309-27)。実際、現代社会における人びとの心への関心の増大を論じる「心理学化」(樫村 2003)や「心理主義化」(森 2000; 山田 2007)の議論は、歴史的な検証を経ずにそれらを後期近代社会に特有の現象として位置づけ、しばしば「社会的なもの」の喪失と関連づけて論じられている(佐藤雅浩 2013: 21-4)⁽⁶⁾。先述のように、これは「心の闇」の先行研究でも同様である。とはいえ、共同性の喪失という図式が経験的研究の予断になることは、まだ消極的な理由である。さらに積極的な理由となるのはつぎの点である。

第2の理由は、「心の闇」が語られるためには、人びとの共有する動機の語彙・文法が通用しない事件であるだけでは十分ではないことである。先述したように、赤羽は、動機理解不能なすべての犯罪者に「心の闇」が用いられるわけではないことを指摘していたが、その際、「心の闇」が用いられるのは、犯罪者が、深い内面をもつという近代的な人間像に当てはまった場合であることを示唆している(赤羽 2018)。つまり、人びとが共有している動機の語彙・文法が通用しない事件であることは、「心の闇」を用いるための必要条件ではあっても、十分条件ではないのである。そのため、「心の闇」を語るためには、動機が理解不能だったときに、何がどのように理解不能なのかを指し示すための別の語彙(「心の

闇」⁷⁾と、その語彙を用いることが適切だと感じられる集合的感性がなければならない。つまり、行為者の内面の奥深く（「心の闇」）にこそ真の動機があるかもしれないという発想が、あらかじめ人びとに共有されていなければならないのである。

佐藤は、「人々の心が不透明化している」という現代社会の趨勢に関する命題を例として、「人々の心がお互いの心が見えなくなるようなあり方になりつつある」にもかかわらず、「なぜお互いに見えなくなった心のあり方が社会学者には見えているのだろうか？」と問い、共同性の喪失という図式の相対化を試みている（佐藤俊樹 2011: 318）。これは社会学者の立ち位置に対する批判であるが、これにならって、つぎのように問うてみることができる。すなわち、人びとの心がお互いの心を語れなくなるようなあり方になりつつあるにもかかわらず、なぜお互いに語れなくなった心のなかに闇があるのだと人びとは語るすることができるのだろうか？

そこで提起するのが、理解不能の共有モデルである。理解不能の共有モデルとは、理解不能な心に関する語彙・文法（「心の闇」とその用法）を共有することで、行為の理解不能性が理解可能になるという考え方である。このモデルもまた、何かしらの社会の共同性の存在を前提として、理解不能な心に関する語彙（「心の闇」）の共有が可能になっていると理解される。すなわち、理解不能な犯罪や、犯罪者の心に対する社会全体の関心があった上で、「心の闇」という語彙・文法を共有することが可能になるのである。そして、人びとは、「心の闇」という語彙・文法を共有することで、何がどのように理解不能なのかを共同で理解するのである。このような発想は、それほど奇をてらったものではない⁸⁾。たとえば、理解困難な深い内面という人間像が近代社会の産物であることはすでに論じられているし（Elias 1969; Ong 1982; Taylor 1989）⁹⁾、精神分析における「無意識」や「トラウマ」のようにそれを指し示す語彙が人びとに用いられるようになることもまた珍しい現象ではないからである。

4.2 「心の闇」の実証的位置づけ

以上のように、共同性の喪失にともなって動機の語彙・文法が共有されなくなったことではなく、「心の闇」とその用法という語彙・文法を用いることを可能とする社会全体に共通の関心に着目することは、「心の闇」の経験的研究においても重要である。ここでは、つぎの2点を指摘することができる。すなわち、事件報道における「心の闇」の流行からは、第1に、社会全体の動機の語彙・文法の動向を検証できない一方で、第2に、「心の闇」という語彙・文法や、「心の闇」をもつ犯罪者への社会全体の関心の存在は確かに立証できること、である。それぞれ説明したい。

第1の点についてである。事件報道における「心の闇」の流行は、社会全体の動機の語彙・文法の動向とは必ずしも関連しない。なぜなら、「心の闇」が語ら

れた犯罪は実際には数少なく、ここから犯罪や社会の全体の傾向を導くことは困難だからである。仮に動機の理解不能な少年犯罪を例とすれば、そのような少年犯罪報道が相次ぐことの説明として、以前の議論からはつぎの2つが考えられる。すなわち、大雑把な言い方をすれば、少年全体が社会に理解されるだけの動機の語彙・文法を共有しなくなったこと（土井 2003）、社会全体が少年を理解するだけの動機の語彙・文法を共有しなくなったこと（鈴木 2013）、である。しかし、これらの見解は、どちらも突出した少数の事件から少年全体や社会全体を類推している点で誤っている。実際、「心の闇」が大々的に用いられた事件は多く見積もっても10数件に過ぎない。しかし、その一方で、動機が理解可能な事件は、日常的にも無数に報じられ続けている。そのため、日常的に報道されている理解可能な事件を無視して、「心の闇」が語られた事件だけを取り上げ、少年全体や社会全体の動機の語彙・文法の共有度の低下を推測することには、経験的な妥当性がないのである。

第2の点についてである。事件報道における「心の闇」の流行から確かに言えることは、その時期の人びとのあいだに、「心の闇」という語彙・文法や、犯罪者の「心の闇」への関心が共有されていたことである。当然、マス・メディアの報道と人びとの関心との関連の程度についてはさまざまな見解がありうるが、事件報道において流行した言葉が、人びとの関心をまったく反映していないということは非常に考えづらい。そのため、この単純な事実こそが、「心の闇」が用いられた社会的背景を考察するための前提とされるべきなのである。

5 おわりに——「心の闇」の社会学の分析課題

ここでは最後に、これまでの議論を踏まえて、「心の闇」の社会学に向けた分析課題を提示する。つぎの2つがあげられる。

第1に、どのような動機の理解不能性が「心の闇」と呼ばれるのかを明らかにするために、「心の闇」が用いられた事件報道における動機の文法を分析することである。先述したように、これは、「心の闇」がどのように語られたのかという構築主義的な分析に向けたものである。この際、本論文で整理した目的動機、理由動機、きっかけ、状況といった概念を用いることができる。これらの概念を、動機の文法を探るための分析概念として用いていくことで、「心の闇」の理解不能性の性質を明らかにしていくことができるだろう。

第2に、「心の闇」が語られた社会的背景を明らかにするために、「心の闇」という語彙・文法や、犯罪者の「心の闇」への人びとの共通の関心に着目していくことである。先述したように、これは、「心の闇」がなぜ語られたのかという知識社会的な分析に向けたものである。この際、どのような社会的条件が、「心の闇」に対する共通の関心を惹起するのを探ることで、その社会的背景を考察することができるだろう。

以上の分析課題は、動機の理解不能性に対する研究者の姿勢の変更を要求するものである。従来、動機が理解不能であることは、理解の失敗として捉えられ、その背景として社会的に共有されていた動機の語彙・文法の喪失が想定されてきた。しかし、このように社会的なものの「喪失」に着目したとき、しばしば現代社会の趨勢をあらかじめ否定的に捉える予断を引き込んでしまうだけでなく、動機の理解不能性をただ消極的に記述してしまい、新たな知見を生み出す可能性を狭めてしまうことにもつながる。これに対して本論文では、動機が理解不能であることを、理解不能性を理解することの達成として捉えることを提起し、その背景にある社会的に共有された語彙・文法、人びとの関心に着目する必要性があることを主張した。この視点から見れば、現代社会の人びとは「心の闇」とその用法という新たな語彙・文法を「獲得」したのであり、このような動機の理解不能性を理解する人びとの実践を積極的に記述することで、新たな知見を生み出していくことができるのである。

[注]

- (1) 鈴木は、「慣習的に共有された語彙を適用するだけでは、その動機が理解しがたいと感じられるような行為者」を「言葉の強い意味での〈他者〉」と呼んでいる（鈴木 2013: 140）。
- (2) 鈴木が指摘したような統制方法の変化については、平井秀幸（2014）が『「規律から管理へ」テーゼ』と呼んで批判的に検討している。なお、本論文もこのような時代認識を安易に用いることについては批判的な立場である。
- (3) 人びとが、科学的な概念を用いて、どのように経験を記述するのかについては、酒井泰斗ほか編（2009）や酒井ほか編（2016）におけるいくつかの論考が参考になる。
- (4) たとえば、「悲嘆にくれる被害者の遺族が『とても理解できない』という少年の心の闇（やみ）は、少年法のベールに覆われ、いまも明らかにされていない」（「神戸・小学生連続殺傷事件 中3少年を家裁送致 遺族の悲しみ新た」『読売新聞』1997.7.25夕刊，23面），「[スキャナー] 少年法改正案，衆院通過『心の闇』解明へ一歩」（『読売新聞』2007.4.20朝刊，3面，見出し）などである。
- (5) 赤羽は「きっかけ要因」としている（赤羽 2019b: 28）。
- (6) ただし、森（2000）や山田（2007）の心理主義化論は、人格が「共同の信仰」（Durkheim [1893] 1960=1971: 167）の対象となっていることを指摘した。É. デュルケム的人格崇拜論を踏襲したものであり、生活世界の解体を指摘した樫村（2003）の心理学化論とはかなり異なっている。そのため、心理主義化論や心理学化論における「社会的なもの」や共同性の位置づけについては、さらなる検討が必要である。
- (7) なお、本論文では、「心の闇」という語彙を、動機の語彙とは別種の語彙と

して扱っている。確かに、動機のやりとりで用いられているという広義の意味では、「心の闇」は動機の語彙とも言えるが、動機の理解を可能にするために用いられているという狭義の意味では、「心の闇」は動機の語彙ではない。なお、鈴木 の 議論でも、「心の闇」を動機の語彙としては扱っていない。

- (8) 何がどのように理解不能かということに関するコミュニケーションは、まったく珍しいものではない。たとえば、私たちが従事している科学は、そのような特定化される非知 (Merton 1987: 6-10) をめぐるコミュニケーションを制度化したものである。
- (9) とりわけ、N. エリアス (Elias 1969) の議論では、外面から隔離され暴力的な衝動を秘めた内面の誕生が論じられており、「心の闇」のような内面をもった個人像との関連性を指摘できる。

[文献]

- 赤羽由起夫, 2013, 「なぜ「心の闇」は語られたのか——少年犯罪報道に見る「心」の理解のアノミー」『社会学評論』64(1): 37-54.
- , 2018, 「『心の闇』を理解する——『朝日新聞』の内容分析」第66回関東社会学会大会自由報告原稿.
- , 2019a, 「理解不能な動機の社会的構成——豊川主婦殺害事件(2000年)を事例として」『社会学ジャーナル』44: 23-38.
- , 2019b, 「『心の闇』の内容分析——三大全国紙を対象として」第92回日本社会学会大会自由報告原稿.
- Blum, Alan F. and Peter McHugh, 1971, “The Social Ascription of Motives,” *American Sociological Review*, 36(1): 98-109.
- Bruner, Jerome, 1986, *Actual Minds, Possible Worlds*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (田中一彦訳, 1998, 『可能世界の心理』みすず書房.)
- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅——個性神話と少年犯罪』信山社.
- Dretske, Fred, 1991, *Explaining Behavior: Reasons in a World of Causes*, Massachusetts: The MIT Press. (水本正晴訳, 2005, 『行動を説明する——因果の世界における理由』勁草書房.)
- Durkheim, Émile, [1893] 1960, *De la division du travail social: étude sur l'organisation des sociétés supérieures*, 7e édition, Paris: Presses Universitaires de France. (田原音和訳, 1971, 『社会分業論』青木書店.)
- Elias, Norbert, 1969, *Über den Prozess der Zivilisation*, Bern: Francke Verlag. (赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳, 1977, 『文明化の過程(上)——ヨーロッパ上流階級の風俗の変遷』, 波田節夫・溝辺敬一・羽田洋・藤平浩之訳, 1978, 『文明化の過程(下)——社会の変遷/文明化の理論のための見取図』, 法政大学出版局.)

- Garfinkel, Harold, 1964, "Studies of the routine grounds of everyday activities, *Social Problems*, 11 (3): 225-50. (北澤裕・西阪仰訳, 1989, 「日常活動の基盤——当たり前を見る」『日常性の解剖学——知と会話』マルジュ社, 31-92.)
- Hester, Stephen and Peter Eglin, 1997, "Membership Categorization Analysis: An Introduction," Stephen Hester and Peter Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, Lanham: University Press of America, 1-23.
- 平井秀幸, 2014, 『『規律から管理へ』テーゼを再考する——『個別化に基づく規範化と序列化』としての現代的規律の考察に向けた試論』『四天王寺大学紀要』58: 441-68.
- 櫻村愛子, 2003, 『「心理学化する社会」の臨床社会学』世織書房.
- 牧野智和, 2008, 「少年犯罪をめぐる『まなざし』の変容——後期近代における」羽瀨一代編『どこか〈問題化〉される若者たち』恒星社厚生閣, 3-24.
- Merton, Robert K., 1987, "Three Fragments From a Sociologist's Notebook: Establishing the Phenomenon, Specified Ignorance, and Strategic Research Materials," *Annual Review of Sociology*, 13: 1-28.
- Mills, Charles W., 1940, "Situated Actions and Vocabularies of Motive," *American Sociological Review*, 5: 904-13. (田中義久訳, 1971, 「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55.)
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻——感情マネジメント社会の現実』講談社.
- 西阪仰, 1997, 『相互行為分析という視点——文化と心の社会学的記述』金子書房.
- , 2001, 『心と行為——エスノメソドロジーの視点』岩波書店.
- Ong, Walter J., 1982, *Orality and Literacy: The Technologizing of the World*, New York: Methuen. (桜井直文・林正寛・糟谷啓介訳, 1991, 『声の文化と文字の文化』藤原書店.)
- 大貫拳学・松木洋人, 2003, 「犯行動機の構成と成員カテゴリー化実践——いわゆる『足利事件』における精神鑑定めぐって」『犯罪社会学研究』28: 68-81.
- Sacks, Harvey, 1972a, "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology", David Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, New York: Free Press, 31-74. (北澤裕・西阪仰訳, 1995, 「会話データの利用法——会話分析事始め」『日常性の解剖学』マルジュ社, 93-173.)
- , 1972b, "On the Analyzability of Stories of Children," John J. Gum-

- perz and Dell Hymes eds., *Directions in Sociolinguistics: The Ethnomethodology of Communication*, New York: Rinehart and Winston, 325-45.
- , 1992, *Lectures on Conversation Volume 1*, Oxford: Blackwell.
- 酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生編, 2009, 『概念分析の社会学——社会的経験と人間の科学』ナカニシヤ出版.
- 酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根編, 2016, 『概念分析の社会学 2 —— 実践の社会的論理』ナカニシヤ出版.
- 佐藤雅浩, 2013, 『精神疾患言説の歴史社会学——「心の病」はなぜ流行するのか』新曜社.
- 佐藤俊樹, 1993, 『近代・組織・資本主義——日本と西欧における近代の地平』ミネルヴァ書房.
- , 1998, 「近代を語る視線と文体——比較のなかの日本の近代化」僑坂健次・厚東洋輔編『講座社会学 1 理論と方法』東京大学出版会, 65-98.
- Schütz, Alfred, 1932, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt: Eine Einleitung in die Verstehende Soziologie*, Wien: Springer Verlag. (佐藤嘉一訳, 2012, 『社会的世界の意味構成——理解社会学入門 (改訳版)』木鐸社.)
- Schütz, Alfred und Thomas Luckmann, 2003, *Strukturen der Lebenswelt*, Konstanz: UVK Verlagsgesellschaft mbH. (那須壽監訳, 2015, 『生活世界の構造』筑摩書房.)
- Schutz, Alfred, Maurice Natanson ed., 1962, *Collected Papers 1: The Problem of Social Reality*, The Hague: Martinus Nijhoff. (渡部光・那須壽・西原和久訳, 1983, 『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻——社会的現実の問題 1』マルジュ社.)
- Scott, Marvin B. and Stanford M. Lyman, 1968, "Accounts," *American Sociological Review*, 33(1): 46-62.
- 鈴木智之, 2013, 『「心の闇」と動機の語彙——犯罪報道の一九九〇年代』青弓社.
- Tönnies, Ferdinand, [1887] 1935, *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der reinen Soziologie*, 8. Aufl., Leipzig: Fues's Verlag. (杉之原寿一訳, 1957, 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト——純粹社会学の基本概念 (上・下)』岩波書店.)
- Weber Max, 1906, "Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik," in Weber, [1922] 1988, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, J. C. B. Mohr. (森岡弘通訳, 1965, 「文化科学の論理学の領域における批判的研究」『歴史は科学か』みすず書房, 99-227.)
- 山田陽子, 2007, 『「心」をめぐる知のグローバル化と自律的個人像——「心」の聖化とマネジメント』学文社.